

武藏高等学校中学校 令和七年度代表委員会

最終編集：令和 7 年 6 月 4 日（水）

調整者：松尾 太郎（代表委員会 書記）

第 2 回代表委員会 議事録

於 視聴覚室

日 時 令和 7 年 5 月 15 日（木）

予定日時 12 時 30 分 ~ 13 時 55 分 (25 分)

実際日時 12 時 33 分 ~ 13 時 02 分 (29 分)

進 行 渡邊 功輔（代表委員会 議長）

開会

日程 1 議案 1 通常議案 議案提出者：鬼頭 幸市	
会計細則の一部を改正する細則案（審議）	
説明	
話者	内容
- 鬼頭	記念祭準備金の上限額を新旧合同代表委員会にて 750 万円に引き上げたが、関係各所とのコンセンサスが不足していたため、500 万に引き下げる議案を提出した。
質疑応答	
予定時間	12 時 35 分 ~ 12 時 44 分 (9 分)
実際時間	12 時 35 分 ~ 12 時 50 分 (15 分)
話者	内容
高 2 D 加藤	誰からどのような指摘があったのか。
- 鬼頭	記念祭小委員会の内部・顧問、代表委員会の顧問。
加藤	「誰」からあったのか。
鬼頭	特定の個人の名前を出すことは差し控えるが、指摘があったことは確か。
高 1 B 松本	(一点目) 顧問一人が言っているくらいのことで代表委員会にて既に可決された議案を捻じ曲げるのはいかがなものか。 (二点目) 「会計細則を改正する細則」という表現について、「会計細則を再改正する」ではないのか。
- 鬼頭	(一点目) 顧問一人からではなく、関係各所、記念祭小委員会内部でも議論が不足していたということ。

武藏高等学校中学校 令和七年度代表委員会

		(二点目) 我が国の法令では法令の改正は一部改正法令によってなされているためそれにならった形である。
松本		「代表委員会を通っている」という事実は校友会規則を読んでも重要な議案のプロセスに乗っているため、それはそのまま通した方がよいのではないか。議論が不足していたというのならば代表委員会の議案提出の段階で議論が起こるはずで、代表委員会を無事に通過したということはそれで問題はないのではないか。
鬼頭		この議案が新旧合同代表委員会にて可決されて、教師会に委託されることになるが、逆に言えば記念祭小委員会内部からこの議案が提出される可能性もあったため、教師会のお手を煩わせるよりかは私の手で責任もって元に戻すというのをさせていただく次第である。
高3D	田中	750万円と500万円それぞれのメリットとデメリットはいかなるものか。
-	鬼頭	750万円であるメリットは、仕入れにたくさんお金が使えるということである。デメリットは、問題が発生する可能性が高くなり、また、問題が起きたときに事態が大きなものになるということである。 500万円という額については、最後に改正された際に500万円という風になっていたため、その金額に戻す次第である。
高2A	内ヶ崎	このような事態になった原因及び再発防止に向けて行うべきことについて、鬼頭さんの考えはいかなるものか。
-	鬼頭	内部での議論を重ね、記念祭小委員会内で合意がとれてから議案を提出すべきだったと反省する次第である。
高2D	加藤	個人名を出すことを控える理由はいかなるものか。 また、誰がどのような経緯でどのようなことを指摘してきたのか。
-	鬼頭	基本的には橋本小委員長や内山副小委員長を始めとする記念祭小委員会内部での声が大きかった。
	加藤	どういった点で都合がいいのか。
(鬼頭により記念祭小委員長橋本の参考人招致が求められ、議長が許可し、橋本が応じる)		
記念祭小委員長 (参考人)	橋本	顧問との連絡で250万増やすような話までは到達できていなかったこと、記念祭一回分に相当する額をいきなり上げてしまうことには問題があること、そして、前回通った細則は通常議案であったため代表委員会の承認を得た瞬間に施行されてしまうこと、これらを踏まえて私から鬼頭に戻すよう指摘した。

武藏高等学校中学校 令和七年度代表委員会

採決と結果
通常採決（挙手採決）
賛成多数 →可決

日程 2 議案 2 通常議案 議案提出者：代表委員長 岡田 岳樹	
代表委員会事前審議会規定案（審議）	
説明	
話者	内容
代表委員長 岡田	代表委員会において審議時間が足りなくなることやそれにより昼休みがつぶれることを改善するために、事前に代表委員会で行われるべき議題の一部を審議する事前審議委員会を導入したい。
質疑応答	
予定時間	12 時 51 分 ~ 12 時 59 分 (8 分)
実際時間	12 時 51 分 ~ 12 時 59 分 (8 分)
話者	内容
高 3 D 田中	「質疑を行わずに採決する」という第九条の記載と「直ちに採決する」という第十条の記載がどのように違うのか。
代表委員長 岡田	両方とも質疑は行わないが、採決に至るまでの過程を変えるという形になる。
高 3 C 石井	議案を出した人が必ずしも議決保有権を持ってるとも限らないため議案提出者は賛成討論ができるようにした方がよいのではないか。
代表委員長 岡田	議案提出者及び議決権保有者のいずれかの一員に反対討論を行う機会を与えるということに変更する（口頭で訂正）。
高 3 A 東	前回の（代表委員会で）僕が提出した報道班を部活化する議案に際して、代表委員会細則の改正を口頭で行うことができなかったために議案を取り下げたのだが、なぜ今回は口頭での規程の改正が認められるのか。
(代表委員長岡田により鬼頭の参考人招致が求められ、議長が許可し、鬼頭が応じる)	
- (参考人) 鬼頭	基本的に規程の案を提出して口頭によって修正することは可能だが、前回の議案については、議案の趣旨がそもそも報道班を部活化するという議案が代表委員会細則を変えるという議案に趣旨が結構変わってしまっているため、内山議長がそれは少し無理があるという風に判断されたことと承知している。

武藏高等学校中学校 令和七年度代表委員会

高2A	内ヶ崎	反対討論と賛成討論を行う人について、複数名から希望があった場合どのような方向で決定したいのか。
代表委員長	岡田	その人たちの中で何らかの方法で相談をする形で決めるのが望ましいかという風に思う。
高2D	加藤	(一点目) (先の質疑応答の件に関して、) どのように選ぶかを明文化しないと問題があるのではないか。 (二点目) 必要出席者数が代表委員会と異なることや重要議案と通常議案の区別がないことは問題があるのではないか。
代表委員長	岡田	(二点目) 最終的には代表委員会での採決を通して行うということになり、最後の決定プロセスは同じということになるため問題ないという風に思う。
採決と結果		
通常採決（挙手採決）		
賛成多数 → 可決		

散会

武藏高等学校中学校 令和七年度代表委員会

文字起こし

渡邊

はい、それでは時間になりましたのでこれより第2回、静粛をお願いします。お静かにお願いします。はい、定刻になりましたのでこれより第2回代表委員会を開催したいと思います。本日の議案はお手元の資料の通り2つでございます。それでは、日程第1議案1、会計細則の一部を改正する細則案が鬼頭幸市規約改正プロジェクトチーム座長より提出をされておりますので審議を行います。それでは説明をお願いします。

鬼頭

ごめんなさい鬼頭です。ここに再び立つと思ってなかったんですが、すみません、関係各所とのコンセンサスが不足していたので、記念祭準備金の上限額を新旧合同代表委員会にて750万円に引き上げましたが、少しちょっと合意形成が足りておりませんでしたので、いったん500万円に引き下げる議案を提出いたしました。以上です。

渡邊

本議案に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。質疑の時間は12時44分までとします。それではどうぞ。

加藤

高校2年D組代表委員の加藤です。関係各所とのコンセンサス及び議論が不足していたっていうような文言があると思うのですが、具体的にはどこから指摘が、どこからというと、もっと詳しく言って、誰から指摘があって、どういうようなことが必要だという風に言われたのかというのを教えて下さい。

鬼頭

はい、お答えいたします。関係各所というのは記念祭小委員会内部であったり、記念祭小委員会の顧問、また、代表委員会の顧問との議論が足りていなかったということあります。

渡邊

はい、どうぞ。

加藤

高校2年D組代表委員の加藤です。えっとまあ、どこかっていうよりかはむしろ誰からそういった指摘を受けてもう一回提出し直したのか、もし鬼頭座長が自分で考えて不足していたなと思って提出し直したということならそれで問題ないと思うのですが、誰から指摘されたんでしょうか。

鬼頭

はい、誰からという特定の個人の名前を出すことは、すみません、差し控えさせていただきますが、指摘があったことは確かであります。以上です。

渡邊

今度はそちらの方。

松本

高1B組40番松本岳大です。二点質問ございます。まず一点目として、会計細則の改正案が可決されたのは前回の代表委員会のことですが、それを再び戻すということで、確かに議論が不足していたというのは先ほど聞いた通りでしここに書いてある通りなんですが、代表委員会で可決されている以上、その可決、代表委員会通ったっていう事実はそれで生徒の総意ということになると思いまし、教師会が止めたっていうなんならまだわかるんですけど、顧問一人が言っているくらいで既に可決された議案を捻じ曲げんのはどうなのかなーっていうのが一点と、二点目が、これ会計細則を改正する細則っていうなんか回りくどい言い方してるんですけど、なんで純粋に会計細則を再改正するんじゃないですか。

鬼頭

はい、二点目からお答えいたしますと、、、申し上げますと、我が国の法令では、法令の改正は一部改正法令によってなされていまして、それにならった形であります。で一点目に戻りますが、顧問一人からというよりかは、関係各所、記念祭小委員会内部でも議論が不足していましたので、顧問一人からということではございません。以上です。

渡邊

どうぞ。

松本

高1B組松本岳大です。関係各所っていうのが詳しくはそんな聞くつもりはないですが、要はもう代表委員会を通ってるっていうのは、校友会規則を読んでも重要な議案のプロセスに乗っているわけで、代表委員会通った次は、教師会の承認そして会長、校長の承認ってなってますけど、代表委員会で可決されたっていうのはその最初の入り口にもう入っているので、それはそのまま通した方がいいし、議論が不足していたっていうなら代表委員会の議案提出の段階で議論が起るはずですし、代表委員会を無事に通過したということはそれで問題ないんじゃないかなと思うんですがどうでしょうか。

鬼頭

はい、お答えいたします。この議案が新旧合同代表委員会にて可決されて、教師会に委託されるわけありますが、逆に言えば、記念祭小委員会内部からこの議案が提出される可能性もあったわけですから、教師会のお手を煩わせるよりかは、私の手で責任もって元に戻すというのをさせていただく次第であります。以上です。

渡邊

では奥の方どうぞ。

田中

高校3年D組代表委員の田中です。まず、二点あり、一点目は議長に対して、本議案の審議時間何分、、、(松本組代表委員による指摘)、、言ってた?ごめんなさい、じゃあ僕が聞き間違えました、すみません。で二点目、鬼頭君に対して、750万円と500万円、それぞれ、750万円であるメリットとデメリットと、500万円であるメリットとデメリットを教えていただきたいです。

鬼頭

はい、お答えいたします。まず750万円であるメリットは使えるお金が多く、その分仕入れにたくさんお金が使えるというのがメリットであります。デメリットでいえば、この金額まで準備金が膨れ上がり、その分の額を生徒自身の手で扱うわけですから、問題が発生する可能性が高くなりまして、そしてかつ、額が大きければ大きいほど問題が起きたときに事態が大きなものになるわけですから、それがデメリットという風になるかなと思います。逆に、500万円という額について、特に、もともと、もともというか、いつだ、まあ忘れてしまいましたが、最後に改正された際に500万円という風になっていましたから、特に私が根拠を持ってというわけではありませんが、元の額が500万円ということですので、500万円に戻すということで、よろしいですか。

田中

趣旨は理解しました。ありがとうございます。

渡邊

手前の方。

内ヶ崎

高校2年A組代表委員の内ヶ崎です。まず、今回の議案の内容については私は賛成でして、誰しも誤りをすることはあるので後から改正っていうのはいいと思うのですが、やはり内部でしっかりとした議論を絶ず議案を提出してしまったというのは問題のあることだと思いますして、強歩小委員会でいろいろもめた私が言えることではないですが、どうしてこういうことになってしまったのかというのと、今後の再発防止に向けて、内部で十分な議論を絶ず議案を提出してしまうことのないようにどうしていくべきだと鬼頭さんがお考えなのか伺いたいです。

鬼頭

はい、お答えいたします。内部でもう少し議論を重ねて、記念祭小委員会のなかで合意がとれてから議案を提出すべきだったなと反省する次第であります。以上です。

渡邊

では最後、どうぞ、はい。

加藤

高校2年D組代表委員の加藤です。先ほど二回ほど質問してるので、その質問に明確に答えていただけないので、もう一度質問しなおすと、まず、一番重要なことは、これをだれが指摘してきたかっていうことがめちゃくちゃ重要なことです。つまり、ここで個人の名前をあげるのは控えたいというような話をされてきましたが、それを控える意味っていうのは一体全体なんですか。例えば教師が指摘してきたというところならば、別に教師として自分の名前をここで明らかにされても全く問題ないけどだと思いますし、顧問であったりそれ以上の役職のある方の名前でそういうようなことをしてきたのならば、それは全然ここで明らかにされて議論されるっていうことは必要なことだという風に思うんです。むしろそれを明らかにしないで議論を進めるっていうことはですね、究極言ってしまえば、誰かよくわかんないそこら辺の人が、「これよくないんじゃない」というのを鬼頭さんに個人的に言ってきて、それをここに持ってきてるともらえかねないような話ですので、それを明確にしていただきたいというのと、最後ということなんで、もう一つ言っておくと、そもそもそれを教師が指摘したのか、あるいは小委員会内部から起きた議論なのかはよくわかりませんけれども、そういうところからですね、一回代表委員会で通った議案に対して文句をつけるっていうことは基本的にはあってはならないという風に思うんです。で、たとえ文句をつけるということがあったとしても、それには明確な理由と、もちろん名前もそうですし、明確な理由、ここがどういう風にいけないんだっていうことを記してからそれを持ってくるべきだという風に思うんですね、たとえこれが鬼頭さんが間違えたっていうような話であったとしても、間違えたかどうかっていうのは本質的な問題ではなくて、代表委員会が既に可決してっていうことが本質的な問題になるわけですから、代表委員会が可決したものをひっくり返すためには、それ相当の証拠とどういう経緯なのかということを用意して、それを持ってくるというのが筋だという風に思うので、まずとりあえず名前をここで明らかにしてください。でそのうえで、その人がどういう風な経緯でどういう風なことを考えてそういうことを言ってきたのかということを明らかにしてほしいです。そういう風に思います。

鬼頭

はい、お答えいたします。まず、名前を出せとのことですが、まず、教師側からも若干の意見がございましたが、基本的には記念祭小委員会内部での声が大きかったものと認知しております。名前を出すと、橋本小委員長はじめ副小委員長も、内山副小委員長等からも意見がございました。そして、記念祭準備金を使う主体は記念祭小委員会ですから、記念祭小委員会の意思に基づいて行われるべきものでありますので、議論が不足していたことはお詫び申し上げます。以上です。

加藤

もう一つの、、

渡邊

はい、それでは、、

加藤

質問に答えてもらっていないのに話を進めるのは、、

渡邊

はい、やめてください。時間過ぎておりますので採決に移ります。

加藤

質問に答えてもらえないのはおかしくないですか。

鬼頭

一つ、、、もっかい、、

武藏高等学校中学校 令和七年度代表委員会

加藤

えっとですね、その、記念祭ということ、、

渡邊

解答終わったんじゃないですか。

鬼頭

なんかもう一つあるって、俺が多分聞こえてなかった

渡邊

あ、聞こえなかつ、、

鬼頭

てない。多分。

渡邊

あじゃあ、、

鬼頭

聞き逃し、、

渡邊

聞き逃し、あ、じゃあどうぞ。すみませんどうぞ。

加藤

先ほど言った通り、それが誰だっていうのはわかりました。そのうえで、その人がどういう風な経験でそれを申請してきた、、都合がいいっていうような話をされると、すぐ記念祭の小委員会の都合のいいように解決してくれっていうように聞こえてしまうので、どういった点で都合がいいのかっていうのを根拠を明確にしていただきたいという風に思います。

鬼頭

はい、お答えいたします。

橋本

いいですか。

渡邊

はい、発言を認めます。

橋本

はい、記念祭小委員長の橋本です。この件に関しては僕が大々的にすごい拒絶間を持ってこの議案を戻せっていう話をしています。500万から750万に新旧の時に上がったと思うんですけども、500万っていうのがおおよそ、だいぶ昔ですね、先生方との話し合いの元500万っていうものが決まってそれで長らく対応してきただっていうものになります。記念祭小委員会、今年の小委員会としても、若干少ないので上げたいなっていう思いもあったんですねけれども、そこで、さっき鬼頭が言ってた通り、顧問との間の関係で連絡で250万増やすみたいな話まではちょっと到達できていなかったので、そこはちょっとさすがにまずいなっていうことで戻しました。250万あげるのがいいんじゃないかなっていう意見もあるとは思うんですけども、250万って通常予算とかで見ると記念祭一回分に相当するので、それだけの額をいきなり上げてしまうのはなかなかの問題があります。さらに、前回通したこれ、細則なんですけど、通常議案で通ってるのと、ここでの代表委員会の承認を得た瞬間に、教師会とかの否決とか関係なく施行されちゃうので、それもさすがにまずい、と思いました。なので今回僕の方から鬼頭に言って、250万いきなり上げんのはまずいから戻してくれっていう形で、今回こういう形になってます。お手数おかけします。

渡邊

それでは時間過ぎておりますので、採決に移ります。本議案は通常議案でありますので、挙手採決を行います。それではまず、棄権の方挙手をお願いします。次、賛成の方挙手をお願いします。賛成多数と認めますのでこの議案は可決されました。

鬼頭

お手数おかけしました。申し訳ないです。

渡邊

統いて、日程2議案2、代表委員会事前審議会規程案の審議であります。代表委員長岡田君お願いします。

岡田

はい、手短に済ませます。まあちょっと手短にいかないかもしれないですが、代表委員長の岡田です。こちらの規定に関しては皆さんかなり前からポータルに上がっているのでずっと見ていただいたと思うんですけども、特に予算等の重要な議案等におきまして、やはり代表委員会において審議時間が足りなくなったりですね、なかなかそれで昼休みをずっとぶしてしまうというのもよくないことなのかなと思いまして、今回どのように運用できるかよくわからないので、割と軽めの規程にはなるんですけども、事前審議委員会というものを導入して、そこで事前に代表委員会で行われるべき議題の一部を審議して、それを代表委員会で最終的に採決を行うという形を最終的に目指したいという方針で提出をさせていただいた議案でございます。説明は以上になりますので、、大丈夫ですか。はい。

渡邊

これより質疑応答を行います。質疑の時間は12時59分までといたします。それでは、どうぞ。

田中

高校3年D組代表委員の田中です。第九条と第十条についてなんですかね、第九条には、「事前審議会において可決された議案は、代表委員会においては、原則として、質疑を行わずに採決する。」とあります。一方第十条には、「事前審議会において全会一致で可決した議案は、代表委員会においては、直ちに採決する。」とあります。この「質疑を行わずに採決する」という第九条の記載と、「直ちに採決する」という第十条の記載がどのように違うのかご説明願います。

岡田

そうですね、ちょっとわかりにくくて申し訳ないんですが、こちら第十一条にある規定ですね、賛成多数、全会一致でない場合には、質疑ではなく、賛成の意思を表する者、また、反対の意思を表する者が所定の時間の下で主張を述べること。そのうえで採決を行うという形を考えておりますので、質疑ではなく採決を行うということになります。ですから両方とも質疑は行わないんですが、採決に至るまでの過程を変えるという形になります。以上でございます。

田中

ありがとうございます。

渡邊

どうぞ。

石井

高3Cの石井です。十一条についてなんですかね、賛成討論と反対討論があると思うんですけど、討論できる人が、議決権保有者になってると思うんですけど、議案を出した人が必ずしも議決権保有権を持っているとも限らないと思うんで。例えば、小委員会の予算を出してる人は必ずしも議決権保有者とも限らないので、議案提出者は賛成討論をできるようにしてほしいと思うがいいんじゃないかなと思ったんですけど。

岡田

そうですねわかりました。そちら少し、じゃあ、口頭での訂正で大丈夫でしょうか。議案提出者及び議決権保有者のいずれかの一員に反対討論を行う機会を与えるということに変更させていただきたいと思います。

渡邊

そちらの方。

東

高3A代表委員の東です。前回の僕が提出した報道班を部活化する議案に際して、代表委員会細則の改正を口頭で行なうことができなかったために、議案を取り下げたんですけど、なぜ今回は口頭での規程の改正が認められるんですか。

渡邊

はい、どうぞ。

鬼頭

その件ですが、すいません、またまた鬼頭です。基本的に、規程の案を提出して、口頭によって修正することは可能でありますが、前回の議案については、議案の趣旨がそもそも報道班を部活化するという議案が代表委員会細則を変えるという議案に趣旨が結構変わってしまっているため、内山議長がそれは少し無理があるという風に判断されたことと承知しております。以上です。

渡邊

他に質疑のある方。じゃあ手前の方。

内ヶ崎

高2Aの内ヶ崎です。二点質問がございます。まず一つ、反対討論と賛成討論を行う人について、複数名から希望があった場合どのような方向で決定したいのかっていうのを、現時点での案に記載するかは別として、提出者の岡田代表委員長のお考えをお聞かせいただきたいです。失礼しました、二つと言いましたが二つ目は今回やはり質問しないことにしましたのでこの点だけお願いします。

岡田

こちらはまだ運用方法等どのように運用されていくかの現実的なところがまだ見えていないので、そこら辺の詳しいところはもう少し内部で議論して決めたいということにはしたいんですが、多くの方がそういうことを、反対討論賛成討論したいという風に言った場合は、その人たちの中で何とかの方法で相談をする形で決めるのが望ましいかという風に思います。何か混乱を起こして多数決で決めるようなことでもないとは思いますので、そこはちゃんと同意を取っていただいて、誰かが出るという形にしてもらうのが適當かという風に考えております。

渡邊

それでは質問どうぞ。今日は模擬試験があるのでできる限り質問一分くらいでまとめてください。

加藤

高校2年D組代表委員の加藤です。質問は二点あります。まず一点目なんですが、先ほどの誰が選ぶかっていうのは、やりたい人の中で相談があれば適切であるっていうような話だったと思うんですが、もちろん岡田代表委員長がそういう風におっしゃるんだったら岡田代表委員長はそういう風にやられるっていうことはここで約束してもらえば全然問題ない話なんですが、もし仮にですね、違う代表委員長になったときにこの規定が残っていてこの規定を根拠にいろいろなことを推し進めていくとなったら場合に、それが明文化されていないとそれは少し問題がある、言ってしまえば、反対討論をですね、賛成寄りの意見を持った人に反対討論風なことをさせればですね、簡単にそんなことができてしまうみたいなことはあってはならないという風に思うので、それは、今後でも問題ないと思いますが、明文化した方がいいという風に思います。二点目についてなんですが、これ10名以上の出席がなければ会議を開き、で、うんぬんかんぬんっていうのがあると思うんですが、まあ言ってしまえば十人いればこれができちゃうわけですよ。でそうなったときの問題点って、例えば予算を審議するっていうときに、代表委員会でやんないといけないの、、、

渡邊

そろそろまとめてください。質問をまとめてください。お願いします。

加藤

わかりました。代表委員会でやんないといけないという風になると、確かに人数が必要なわけですが、20人以上の人が来ないとできないわけですよ。こっちだったら10人でできちゃうことになっちゃうわけです。加えて、これ賛成多数っていうような話があると思うんですが、もし仮に予算を審議するってなった場合に、こっちでは過半数の賛成があれば、重要議案だったとしても、それを賛成として討論だ

武藏高等学校中学校 令和七年度代表委員会

そこでちゃんと審議をして、そのうえで、通ったものを代表委員会でちゃんと最終的に同じプロセスで採決をすればそんな問題ないという風に考えております。

岡田

簡潔に第二点目だけお答えいたします。重要議案通常議案の差異がないということなんですけれども、そもそも代表委員会において現実上の問題として、最終的には代表委員会での採決を通して行うということになりますから、最後の決定プロセスは同じということになります。審議を代表委員会で行わないことに関してなんんですけども、やはり現実的な問題として、審議、それを皆さんのが積極的に参加しているというわけでもないですし、やはりまずは熟議、まあこれは国会に倣った言い方かもしれません、熟議を先にするということ、それはやはり質の高いものになるためには、一部の方もいいですから、

渡邊

それでは採決に移ります。この議案は通常議案です。挙手採決を行います。それでは棄権の方挙手をお願いします。もう一度手あげてください。まっすぐ、、、それでは賛成の方挙手をお願いします。、、今日出席者何人ですか。（事務局員が伝達）、、、次反対の方挙手をお願いします。本議案は可決されました。これにて今日の日程は終了となります。忘れ物のないようお願いします。椅子を閉めてから帰ってください。